## 厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

### <イベント情報>

### 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

### ともに働き、ともに活躍 ~外国人雇用はルールを守って適正に~

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。 集中的に外国人労働者の労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主等を対象とした周知・啓発活動を行います。

#### 1 実施期間

令和3年6月1日(火)から6月30日(水)までの1カ月間

#### 2 主な内容

- (1) 事業主等に対する周知・啓発、指導
  - ① ポスターの掲示・パンフレットの配布 労働基準監督署やハローワークにポスターを掲示するとともに、パンフレットを施設内 に配置し、事業主等へ配布します。
  - ② 事業主団体等を通じた周知・啓発、協力要請 労働局において県内主要経済団体に対し、会員企業への周知・啓発に係る協力要請を行います。
  - ③ 個々の事業主等に対する周知・啓発、指導 労働基準監督署及びハローワークを中心に、技能実習生を含めた外国人の就労が多い事 業所や留学生のアルバイト就労の多い事業所等に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発、 指導を行います。
- (2) 留学生をはじめとする「専門的・技術的分野」での外国人の就労支援の実施 ハローワーク千葉および松戸に設置している新卒応援ハローワークの留学生コーナーに おいて、個々のニーズに応じた留学生支援を行っていることを周知します。
- (3) 外国人雇用管理アドバイザー制度の周知および活用の促進

外国人労働者を雇用している、または、雇用を検討している事業主から寄せられる在留管理制度や雇用管理に関するご相談等について、外国人雇用管理アドバイザー(ハローワーク千葉および松戸に配置)が専門性をいかしたアドバイスを行っていることを周知し、また、その活用を促すことにより、外国人労働者に対する適切な雇用管理および適正な労働条件の確保に向けた取組みを進めていきます。

担当:職業対策課 (鈴木) 電話:043-221-4391

# 6月 出張相談会を開催します



### 主な相談内容

- · 労働関係助成金の活用による働き方改革の推進について
- ・働き方改革の推進による**人手不足の解消と人材定着**について

予約不要·相談無料·秘密厳守

#### ハローワーク千葉 開催時間 9:00~17:00

6月 2(水)、4(金)、9(水)、11(金)、16(水)、18(金)、 23(水)、25(金)、30(水)

#### 開催時間 9:00~17:00 ハローワーク茂原

6月 7(月)、14(月)、21(月)、28(月)

#### 開催時間 10:00~16:00 (予約優先※) ハローワーク銚子

6月 4(金)、7(月)、11(金)、14(月)、18(金)、21(月)、 25(金)、28(月)

※予約番号0479-22-7406 (ハローワーク銚子 助成金担当)

### 【問合せ先】

## 千葉働き方改革推進支援センター

0120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7 階

http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site

千葉 働き方改革 ホームページをご覧ください





# コロナ禍で、仕事で困っている あなたへ

あなたが受け取れる可能性のある雇用関係の給付金 をチェックしましょう

休業手当 がもらえ なかった

休業 支援金



仕事を やめて 職探し中

雇用 保険 (求職者給付)



雇用保険 が対象外 だった

求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)



裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック

これらの雇用関係の給付金以外にも、 緊急小口資金等の特例貸付、住居確 保給付金、生活保護制度があります。 こちらをご覧ください



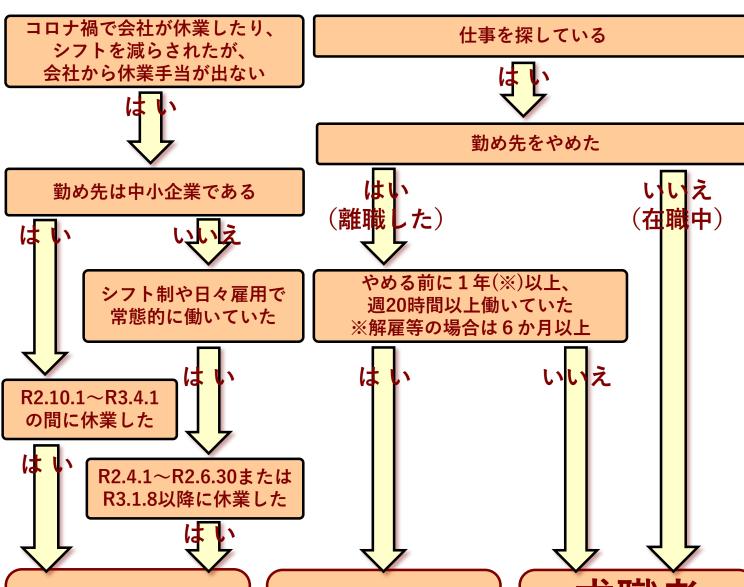
(緊急小口資金等の 特例貸付、住居確保 給付金)



(生活保護制度)



## チェックシート 該当するか見てみましょう!



## 休業支援金

新型コロナの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けることができなかった方に、給与の最大8割が給付されます。

※対象期間等が該当しない 方は、例外もありますの で厚労省HPを御覧くだ さい。

## 雇用保険

(求職者給付)

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の最大8割が給付されます。

※職業訓練を受けながら 受給することができま す。訓練受講中は雇用 保険の支給が延長され ます。

# 求職者 支援制度

(職業訓練受講給付金)

雇用保険を受けられない 方が、**月10万円**の生活 支援の給付金を受けなが ら、無料の職業訓練を受 講する制度です。

※働いていても、収入が 一定額以下であれば 利用できます。

雇用保険の給付日数 が終了した